

福岡市NPO出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、NPOが地域に出向いてNPOの社会貢献活動や社会的な課題等について説明し、市民との直接対話を進めることにより、共通の課題等について市民とNPOの相互理解を深め、パートナーシップの向上を図ることを目的とする「福岡市NPO出前講座」（以下「出前講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出前講座は、市内に在住、勤務又は在学する、概ね10人以上で構成された団体・グループ（以下「団体」という。）を対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、団体が次の各号のいずれかに該当する集会については、出前講座を実施しない。

- (1) 宗教的または政治的な目的をもつ集会。
- (2) 営利目的の集会。
- (3) その他出前講座の趣旨にそぐわないと思われる集会。

(実施団体)

第3条 出前講座を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、福岡市内で市民公益活動を継続的に行うNPOから、活動実績等を総合的に判断した上で市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課（以下「事務局」という。）が決定する。

(実施)

第4条 実施は次の各号のとおりとする。

- (1) 講師 出前講座の講師は実施団体の中から専門的知識を有する者が行うものとする。
- (2) 実施期間及び日時 毎年4月1日から翌年3月31日までの平日の午前10時から午後5時までの間とする。但し、団体から希望があれば実施団体の判断により、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日等に実施することができる。
- (3) 実施場所 原則として、団体が本市内で準備した会場とする。
- (4) テーマの選定 実施団体が予め開設した講座テーマの中から、団体の希望により実施する。
- (5) 所要経費の負担 出前講座の受講料、講師派遣に係る交通費等は団体が負担する。

(申込み方法)

第5条 受講希望団体は、受講希望日の1か月前までに「福岡市NPO出前講座申込書」

(様式1)を電子メール等で事務局に提出する。

(実施報告書の提出)

第6条 団体は、出前講座終了後14日以内に、「福岡市出前講座実施報告書」(様式2)を電子メール等により事務局へ提出する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

(様式1)

年 月 日

(あて先) 福岡市市民公益活動推進課

福岡市NPO出前講座申込書

住所 _____

団体名 _____

代表者の氏名 _____

福岡市NPO出前講座の受講を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

記

連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	メール	
会合の名称		
希望する講座名		
希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	第3希望	年 月 日 () 時 分～ 時 分
実施会場名 (会場所在地)		電話()
参加予定者数		人
備考		(特に希望される内容等があればご記入ください)

※申込書は、受講希望日の1か月前までに市民局市民公益活動推進課へご提出ください。

(様式2)

年 月 日

(あて先) 福岡市市民公益活動推進課

福岡市NPO出前講座実施報告書

住所 _____

団体名 _____

代表者の氏名 _____

福岡市NPO出前講座を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

連絡先	
担当者氏名	
電話	
FAX	
メール	
出前講座受講団体	
団体種別 (該当するものに○ をつけてください。)	①自治協議会、自治会・町内会、公民館 ②小学校、中学校、高校、大学 ③民間企業 ③その他 ()
実施内容	
実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
実施会場名	
講座名	
参加者数	人
その他 (出前講座の感想などを自由にご記入ください)	

※報告書は、出前講座終了後14日以内に市民局市民公益活動推進課へご提出ください。